

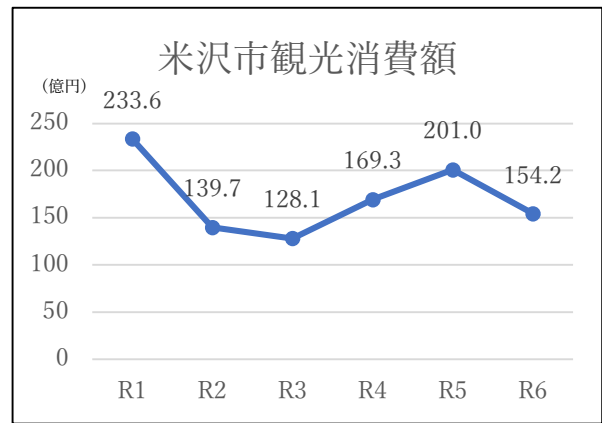
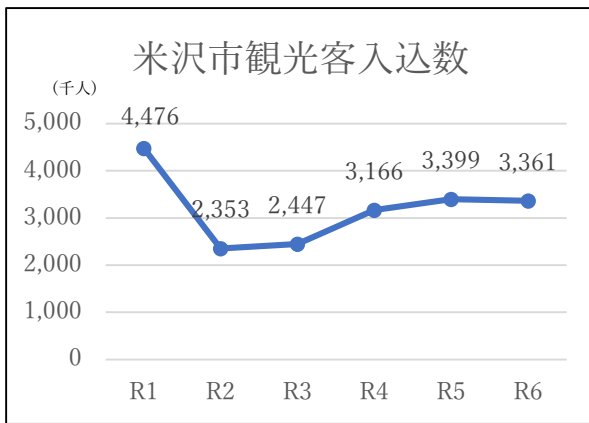
観光財源の概要について

1 本市の観光の現状と観光財源の必要性

本市の観光は、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に大きく落ち込んだものの、行動制限の緩和以降、観光需要は回復傾向にあり、入込客数は着実に増加している。一方で、観光施設の老朽化に伴う修繕や設備更新などの財政需要が増大しているほか、観光客ニーズの多様化に対応した受入環境の整備や、継続的な誘客に向けた取組の強化が求められており、今後は、観光資源の磨き上げや情報発信の充実、滞在型観光の推進など、さらなる観光振興施策の展開が必要である。こうした取組を持続的に進めるためには、安定的な財源の確保が不可欠であり、観光振興に特化した安定財源を確保することで、受入環境の整備やプロモーションの強化などを継続的に実施でき、観光の質の向上と誘客の好循環が期待される。

以上を踏まえ、持続可能な観光振興に向け、既存の観光財源の使途の見直しや新規観光財源の導入について検討する意義は大きい。

【本市の観光客入込数と観光消費額の推移】



【米沢市観光関連決算額】

(単位：円)

費目・事業名	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
2 款 総務管理費 (交付金事業)	11,500,000	74,881,447	105,934,720	195,796,985	163,044,692	146,893,225
米沢ブランド戦略事業費	11,500,000	20,834,153	28,886,543	—	—	—
西吾妻山×天元台×白布温泉 エリアリポーンプロジェクト事業費	—	54,047,294	77,048,177	95,246,469	61,038,112	54,768,953
米沢市版DMO推進事業	—	—	—	66,541,837	102,006,580	92,124,272
地方創生テレワーク拠点整備事業費	—	—	—	34,008,679	—	—
2 款 総務管理費 (企画費)	—	—	—	—	948,239	201,771
地域おこし協力隊活動事業費	—	—	—	—	948,239	201,771
7 款 商工振興費 (商工振興費)	1,707,305	329,724	418,943	1,320,980	1,439,165	1,434,960
物産振興事業費	1,707,305	329,724	418,943	1,320,980	1,439,165	1,434,960
7 款 商工振興費 (観光費)	390,145,100	470,230,040	441,606,630	486,557,777	346,972,738	331,405,005
観光客誘致事業費	105,474,500	197,948,062	198,758,684	270,265,052	93,019,237	81,686,692
観光施設等運営管理事業費	214,559,491	209,972,617	192,704,191	167,157,248	207,487,778	194,471,805
道の駅米沢運営管理事業費	46,242,848	52,785,566	50,143,755	49,135,477	46,465,723	55,246,508
東北観光振興対策交付金事業費	23,868,261	9,523,795	—	—	—	—
計	403,352,405	545,441,211	547,960,293	683,675,742	512,404,834	479,934,961

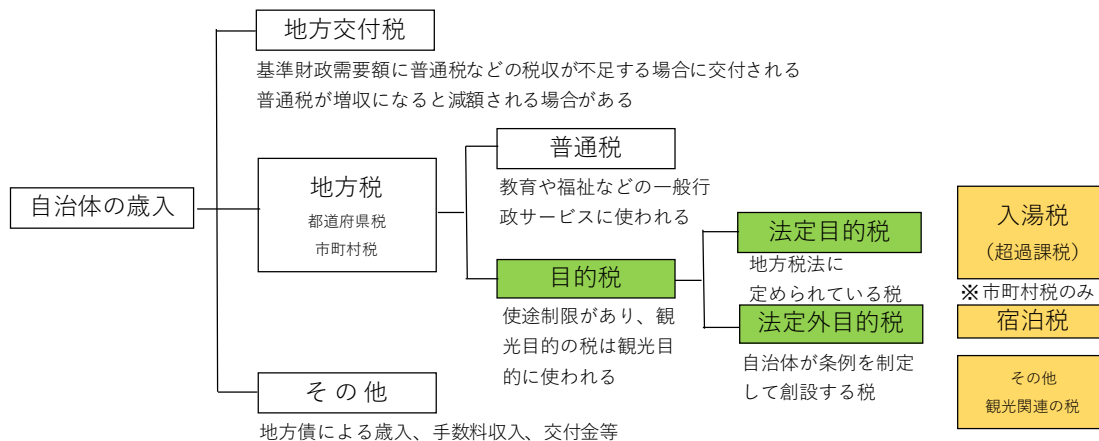
2 観光関連の財源について

観光に関する歳出は概ね旅行者の便益のために使われるという観点から、いくつかの地方自治体では、地域を訪れる旅行者などから税金を徴収している。このような地域外の人が負担する財源として、日本での導入実績があるものとして下記のようなものがある。

- 入湯税：温泉などの入湯者に課税する地方税（法定目的税）
- 宿泊税：宿泊者に課税する地方税（法定外目的税）
- 訪問税：船舶より島に訪問する訪問者に課税する地方税（法定外普通税）
- 遊漁税：遊漁者から徴収する地方税（法定外目的税）
- 歴史と文化の環境税；有料駐車場の利用者から一定額を徴収する地方税（法定外普通税）
- 協力金：訪問者から任意で支払いを求める制度
- 寄附金（ふるさと納税制度）：ふるさと納税制度の仕組みを利用し、観光振興を目的とした寄附金を集める

地方税には「普通税」と「目的税」がある。普通税は使途が特定されておらず、一般的な行政サービスに充てられるものであるのに対し、目的税は特定の目的に使用される税である。そのため、観光以外の目的に充てられない財源を確保する場合には、目的税を導入することが一般的である。なお、米沢市においては、入湯客から入湯税を徴収している。

観光財源となる地方税



(出展：観光庁「地域づくり法人（DMO）における自主財源開発手法ガイドブック」)

3 入湯税について

(1) 入湯税の概要

- ① 定義 : 入湯税とは、鉱泉浴場の入湯客に対して課される市町村税であり、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てることを目的とした目的税である。
(地方税法第701条)
- ② 課税団体：鉱泉浴場所在の市町村
- ③ 課税客体：鉱泉浴場における入湯行為
- ④ 税率 : 1人1日150円を標準とする
- ⑤ 徴収方法：旅館等が特別徴収義務者として、入湯客から入湯税を徴収し、市町村に納入する。

(2) 本市における入湯税の充当事業

【入湯税の充当内訳】

(単位：千円)

使 途	R3	R4	R5	R6
観光基盤整備事業	2,919	2,107	8,177	8,317
道路整備事業	0	444	3,572	3,573
観光客誘致対策事業	12,062	13,135	4,102	2,554
物産振興事業	36	88	380	477
計	15,017	15,774	16,231	14,921

(3) 他都市における入湯税の充当事業

- 静岡県伊東市
環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、観光施設、消防施設等の整備および観光振興に要する費用に充当。鉱泉源の保護については、「伊東温泉魅力創出事業費補助金」を設け、補助率 1/2、限度額 100 万円の補助をしている。(温泉保護管理施設の管理者へは 50 万円を上限とする。)
- 三重県鳥羽市
「鳥羽市鉱泉源保護管理整備補助金」を設け、税収の 3 割を鉱泉源の保護管理施設の管理者で組織する「鳥羽市温泉振興会」に対して補助をしている。残りの税収の 7 割は鳥羽市観光振興基金に繰入れ、観光振興、環境整備、消防施設整備等に活用している。
- 山形県山形市
観光施設の整備（園地施設等整備、道路・橋りょう・駐車場等の整備）、観光振興（観光宣伝事業、観光調査事業）、消防施設等の整備に活用している。

(4) 他都市における入湯税の見直し

○ 山形県上山市

改定内容：令和 8 年 4 月 1 日より以下に改定

宿泊 150 円→300 円/泊

日帰り 75 円→150 円

改定目的：施設の維持管理及び施設整備、地域 DMO など官民が一体となり地域の魅力を向上させていくための財源確保を目的とする。温泉利用協働組合が 2 ヶ年の計画で実施する温泉配湯管の更新工事への補助（温泉配湯管更新事業補助金：400,000 千円（R7.9 月補正予算 200,000 千円+R8 予算 200,000 千円））などに充てられ、鉱泉源の保護や温泉街の持続的発展を図ることとしている。

○ 福島県会津若松市

改定内容：令和 7 年 10 月 1 日から令和 17 年 9 月 30 日までの間、徴収額を 1 日につき 350 円に改定（改定前 150 円）

改定目的：引上げ分の 200 円を「会津若松市温泉地域活性化基金」に積み立て、東山温泉や芦ノ牧温泉において実施する景観修景事業（空き旅館や空き家対策など）の支援に充てることで、温泉街の景観対策と魅力向上を図ることとしている。

4 その他の観光財源について

(1) 訪問税（廿日市市、竹富町）

○ 広島県廿日市市（宮島訪問税）

宮島への多くの観光客などの来訪によって発生・増幅する行政需要（財政需要）に対応するために徴収される法定外普通税。船舶により宮島に訪問（入域）する人を対象とし、訪問（入域）するごとに 1 人 1 回 100 円を徴収するもの。（宮島町の区域の住民等は課税対象外）

○ 沖縄県竹富町

竹富町への多くの観光客等の来訪によって発生し、又は増幅する行政需要に対応するため徴収される法定外普通税。船舶及び航空機による竹富町の区域の訪問者を対象とし訪問者が訪問をするごとに 1 人 1,000 円を徴収。

※令和 8 年度内の徴収開始を予定。

(2) 遊漁税（富士河口湖町）

河口湖の環境保全を目的として、湖畔の環境整備に充てるため、遊漁者を対象とし、1 人につき 1 日 200 円を徴収される法定外目的税。

(3) 歴史と文化の環境税（福岡県太宰府市）

歴史的文化遺産及び観光資源等の保全と整備を図り、環境にやさしい「歴史とみどり豊かな文化のまち」を創造するため、太宰府市内にある一時有料駐車場の利用者に一定の負担を求める法定外普通税。車種別で 50 円から 500 円を徴収。

(4) 宿泊税

課税対象地域にあるホテルや旅館、民宿などに宿泊する場合に、宿泊者に対して課税される法定外目的税であり、2002年（平成14年）に東京都で初めて導入されて以来、複数の自治体で導入が進められている。令和8年4月時点において、39自治体が既に導入済みであるほか、16自治体が総務省から同意を受けている。宿泊税の税収は、地域の魅力を高めるために、観光資源の維持向上や、観光振興のための事業の経費に充てられるが、具体的な税率や課税基準等は、各地方自治体の条例によって定められ、各種規定を設けられている。

既に導入済みの自治体

施行日 (~R8.3.31)	自治体	施行日 (R8.4.1)	自治体
H14.10.1	東京都	R8.4.1	北海道
H29.1.1	大阪府	R8.4.1	北海道札幌市
H30.10.1	京都府京都市	R8.4.1	北海道小樽市
R元.11.1	北海道俱知安町	R8.4.1	北海道函館市
R2.4.1	福岡県	R8.4.1	北海道旭川市
R2.4.1	福岡県福岡市	R8.4.1	北海道富良野市
R2.4.1	福岡県北九州市	R8.4.1	北海道釧路市
R5.4.1	長崎県長崎市	R8.4.1	北海道北見市
R6.10.1	石川県金沢市	R8.4.1	北海道網走市
R6.11.1	北海道ニセコ町	R8.4.1	北海道音更町
R7.1.6	愛知県常滑市	R8.4.1	北海道占冠村
R7.4.1	静岡県熱海市	R8.4.1	北海道新得町
R7.10.1	岐阜県下呂市	R8.4.1	北海道小清水町
R7.10.1	岐阜県高山市	R8.4.1	北海道洞爺湖町
R7.11.1	北海道赤井川村	R8.4.1	北海道留寿都村
R7.12.1	青森県弘前市	R8.4.1	北海道帯広市
R7.12.1	島根県松江市	R8.4.1	神奈川県湯河原町
R8.1.13	宮城県	R8.4.1	岐阜県岐阜市
R8.1.13	宮城県仙台市	R8.4.1	三重県鳥羽市
		R8.4.1	広島県

今後導入予定の自治体（総務省同意済み）

施行予定日	自治体
R8.6.1	長野県
R8.6.1	長野県松本市
R8.6.1	長野県軽井沢町
R8.6.1	長野県阿智村
R8.6.1	長野県白馬村
R8.6.1	長野県野沢温泉村
R8.7.1	熊本県熊本市
R8.7.1	宮崎県宮崎市
R8.10.1	岩手県盛岡市
R8.10.1	栃木県那須町
R9.2.1	沖縄県
R9.2.1	沖縄県石垣市
R9.2.1	沖縄県宮古島市
R9.2.1	沖縄県本部町
R9.2.1	沖縄県恩納村
R9.2.1	沖縄県北谷町

※山形県内では、山形市において宿泊税条例を R8.3.27 付けで公布済みであり、R9.4.1 付けで施行を予定している。